

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年 10月 12日

横浜市契約事務受任者  
中区長 直井 ユカリ

1 契約の概要

野毛ちかみち東口シャッター破損に伴う応急修理

2 履行(納品)場所

中区桜木町1丁目1番地先

3 契約日

令和2年7月4日

4 履行日又は履行期間

令和2年7月31日

5 契約金額

¥23,220

6 契約の相手方(名称及び所在)

文化シャッター株式会社 横浜営業所  
所長 木村 哲也  
横浜市中区吉田町65番 ERVIC 横浜10階

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

野毛ちかみち東口シャッターに破損が生じたことにより、シャッターの開閉操作に支障がある状況となり、早期復旧に緊急を要したため。

8 契約の相手方の選定理由

当該シャッターの製造者であり、早期復旧が可能であると判断したため。

9 所管課

中区中土木事務所道路係